

子ども・子育て支援事業計画（第4章）について


1 教育・保育提供区域とは

子ども子育て支援法で定める各事業の需要量、確保策を定めるにあたり、地理的条件、人口、交通事情等社会的条件、現在の教育・保育施設等の利用状況や整備状況を勘案して、定める区域

2 教育・保育提供区域の見直しについて

事業名	現行計画	新計画	変更等の理由
幼児教育(1号)	1地区	1地区 (変更なし)	
保育(2号、3号)	3地区	7地区	現計画の3地区を基本としつつ、保護者の希望する園の圏域を考慮し、市域を南北でさらに細分化を図る。
放課後児童健全育成事業	1地区	37地区 (小学校区)	放課後児童健全育成事業の利用にあたっては、送迎がある児童クラブを除き、多くの児童が授業の終了後に徒歩により来所していることを考慮し、小学校区を基本とする。 ただし、確保策においては、送迎がある児童クラブも考慮する。
延長保育事業 一時預かり事業 病後児保育事業 児童ショートステイ 地域子育て支援拠点事業 ファミリー・サポート・センター事業 母子保健事業 養育支援訪問事業	1地区	1地区 (変更なし)	いずれの事業も、区域を限定して利用するものでないことから、市内全域を区域とする

3 量の見込みの推計にあたっての考え方

事業		推計方法
保育事業	0歳	
	1、2歳	
	3～5歳	
幼児教育		過去3年間の平均利用率から推計
延長保育		各年の利用者数の実績から推計
一時預かり（保育園・子育て支援施設）		各年の利用者数の実績に基づき算出した量に、アンケート調査により判明した「利用できなかった人数、日数」から算出した量を加えて推計
病後児保育		各年度の利用者数の実績から推計
児童ショートステイ		
放課後児童健全育成事業		<p>① 各年4／1現在の放課後児童クラブ登録者数（春休み利用者を除く、待機児童を含む）の実績をもとに小学校区別「利用率」（低学年・高学年別）を算出。</p> <p>② 低学年は、過去5年ごと「利用率の伸び幅のトレンド（傾向）」を元に小学校区ごとの利用率を推計。</p> <p>③ 高学年は、過去5年ごと「利用率の伸び幅の平均」から、小学校区ごとの利用率を推計。</p> <p>④ 小学校区別、低学年・高学年別の推計人口に、②、③で推計した年度ごとの利用率を乗じる</p>
地域子育て支援拠点事業（子育て広場等）		各年度の利用者数の実績から推計
ファミリー・サポート・センター事業		
母子保健事業		
養育支援訪問事業		過去5年における最大利用者数

